

## 「レンタルブック（コミック）」ビジネスモデル

2003年7月30日

日本雑誌協会 貸与ビジネス検討専門委員会WG

著作権者が共有できる「共通ルール（枠組み）」を作成に向け検討中。

### レンタルブックの「共通ルール」（案）

#### 【 】新刊に「貸与禁止期間」を設ける。

- ・ 新刊を購入する読者が、借りて読む読者に対して、ある程度の優先権を持つことは妥当であると考える。
- ・ CD業界が、レンタルのために新譜発売後1ヶ月でバックオーダーがストップする被害を受けているのと同様に、新刊書籍についても大きな影響を受けることは十分に予想される。

#### 【 】著作権使用料（貸与許諾料）額の設定について

使用料についてはレンタル業者と協議中。

さらに使用料の徴収方法を「徴収・分配他」の経費等を考慮しつつ研究中。

なお、使用料の徴収方法としては以下の2方式が一般的である。

サーチャージ方式 書籍購入時に代金に使用料を上乗せして徴収する

出来高方式 貸出回数に応じて使用料を徴収する

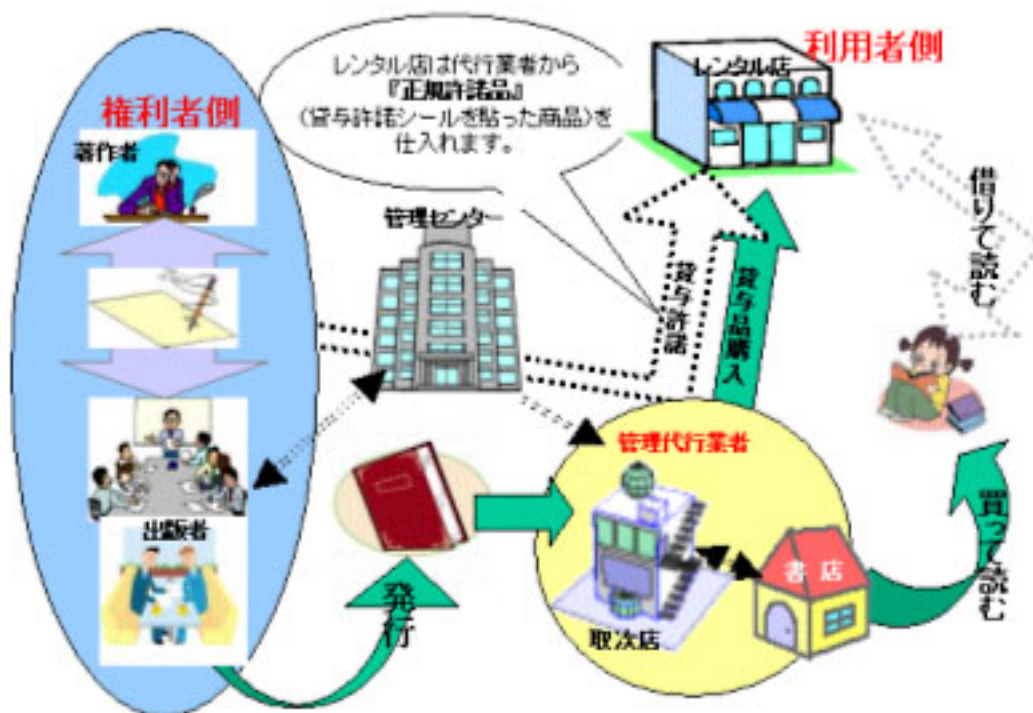
著作物の発行形態、特性に応じて「使用料」「禁止期間」などを修正することも検討中。

#### 【 】例外的な経過措置の検討

「旧来の貸本業者に対する経過措置」について『全国貸本組合連合会』との間で合意を形成する必要性。

## 流通の仕組みと徴収分配の仕組み（案）

注）貸与ビジネス検討専門委員会WGが、「21世紀のコミック作家の著作権を考える会」などと話し合いながら検討している試案。



複製物の貸与について集中管理する「管理センター（仮称）」の設置を準備中。

- ・著作権者から貸与権に関する権利の信託譲渡を受け、著作権者に代わってその権利行使をすることができる機能を備える。
- ・著作権者への分配を配慮して、円滑・迅速かつ低廉な費用で業務を行うための機能的な仕組みと、無断貸与などに対して管理センター自身の名で法的対処ができる権限を得ることを研究中。